

海上自衛隊の居住する船舶の指定等に関する達

海上自衛官の居住する船舶の指定等に関する達

〔昭和38年11月29日〕
〔海上自衛隊達第109号〕

海上自衛官の居住する船舶の指定等に関する訓令（昭和38年海上自衛隊訓令第19号）第1条の規定に基づき、海上自衛官の居住する船舶の指定等に関する達を次のように定める。

海上自衛官の居住する船舶の指定等に関する達

第1条 海上自衛官の居住する船舶の指定等に関する訓令（昭和38年海上自衛隊訓令第19号）に規定する海上幕僚長の指定するものは、別表に掲げる支援船以外の支援船とする。

附 則

この達は、昭和38年12月1日から施行する。

附 則（昭和40年5月10日海上自衛隊達第29号）（抄）

この達は、昭和40年5月10日から施行する。

附 則（昭和41年3月28日海上自衛隊達第13号）

この達は、昭和41年3月31日から施行する。

附 則（昭和41年4月18日海上自衛隊達第18号）

この達は、昭和41年4月18日から施行する。

附 則（昭和42年3月25日海上自衛隊達第19号支援船の配属及び籍に関する達の一部を改正する達附則第3項）（抄）

この達中「交通船206号2」に係る部分については昭和42年3月25日から、「起重機船5号」に係る部分については昭和42年3月27日から、「えい船44号」及び「えい船46号」に係る部分については昭和42年3月29日から、「えい船45号」に係る部分については昭和42年3月20日から、その他に係る部分については昭和42年3月31日から施行する。

附 則（昭和43年3月9日海上自衛隊達第8号）

この達は、昭和43年3月31日から施行する。

附 則（昭和45年3月2日海上自衛隊達第16号）（抄）

この達は、昭和45年3月2日から施行する。

附 則（昭和46年3月30日海上自衛隊達第16号）（抄）

この達は、昭和46年3月31日から施行する。

附 則（昭和46年9月13日海上自衛隊達第51号）

海上自衛隊の居住する船舶の指定等に関する達

この達は、昭和46年9月30日から施行する。

附 則 (昭和47年6月28日海上自衛隊達第46号)

この達は、昭和47年6月28日から施行し、同年3月31日から適用する。

附 則 (昭和47年8月31日海上自衛隊達第59号)

この達は、昭和47年9月13日から施行する。

附 則 (昭和48年3月30日海上自衛隊達第26号)

この達は、昭和48年3月31日から施行する。

附 則 (昭和48年6月30日海上自衛隊達第36号)

この達は、昭和48年7月2日から施行する。

附 則 (昭和48年8月21日海上自衛隊達第44号)

この達は、昭和48年8月24日から施行する。

附 則 (昭和48年9月7日海上自衛隊達第46号)

この達は、昭和48年9月19日から施行する。

附 則 (昭和49年4月18日海上自衛隊達第26号) (抄)

この達は、昭和49年4月18日から施行し、同年3月30日から適用する。

附 則 (昭和49年9月26日海上自衛隊達第43号) (抄)

この達は、昭和49年9月30日から施行する。

附 則 (昭和50年12月12日海上自衛隊達第31号)

この達は、昭和50年12月15日から施行する。

附 則 (昭和51年2月27日海上自衛隊達第2号)

この達は、昭和51年3月31日から施行する。

附 則 (昭和51年10月29日海上自衛隊達第41号)

この達は、昭和51年11月18日から施行する。

附 則 (昭和52年2月14日海上自衛隊達第4号)

この達は、昭和52年3月31日から施行する。

附 則 (昭和52年4月16日海上自衛隊達第13号)

この達は、昭和52年4月18日から施行する。

附 則 (昭和53年2月27日海上自衛隊達第6号) (抄)

この達は、昭和53年3月20日から施行する。

附 則 (昭和55年3月13日海上自衛隊達第5号) (抄)

この達は、昭和55年3月17日から施行する。

附 則 (昭和56年2月25日海上自衛隊達第11号)

この達は、昭和56年3月18日から施行する。

附 則 (昭和57年3月10日海上自衛隊達第3号)

この達は、昭和57年3月27日から施行する。

附 則 (昭和58年1月25日海上自衛隊達第2号)

海上自衛隊の居住する船舶の指定等に関する達

この達は、昭和58年1月27日から施行する。

附 則（昭和58年3月14日海上自衛隊達第10号）

この達は、昭和58年3月30日から施行する。

附 則（昭和58年4月5日海上自衛隊達第19号）

この達は、昭和58年4月5日から施行する。

附 則（昭和59年1月12日海上自衛隊達第2号）（抄）

この達は、昭和59年1月26日から施行する。

附 則（昭和59年3月16日海上自衛隊達第6号）

この達は、昭和59年3月30日から施行する。

附 則（昭和61年3月17日海上自衛隊達第5号）

この達は、昭和61年3月17日から施行する。

附 則（昭和61年5月23日海上自衛隊達第11号）（抄）

この達は、昭和61年5月24日から施行する。

附 則（昭和61年12月8日海上自衛隊達第17号）

この達は、昭和61年12月16日から施行する。

附 則（昭和62年3月20日海上自衛隊達第6号）

この達は、昭和62年3月24日から施行する。

附 則（昭和62年9月1日海上自衛隊達第20号）

この達は、昭和62年9月7日から施行する。

附 則（昭和63年3月2日海上自衛隊達第8号）

この達は、昭和63年3月10日から施行する。ただし、改正規定中てうり及びむろつに係る部分は、同月23日から、敷設船4号に係る部分は同月31日から施行する。

附 則（平成元年2月13日海上自衛隊達第1号）

この達は、平成元年3月3日から施行する。ただし、別表の改正規定中敷設船2号に係る部分は、同月24日から施行する。

附 則（平成元年10月20日海上自衛隊達第37号）

この達は、平成元年11月17日から施行する。

附 則（平成元年11月15日海上自衛隊達第39号）

この達は、平成元年11月29日から施行する。

附 則（平成2年4月27日海上自衛隊達第13号）

この達は、平成2年5月14日から施行する。

附 則（平成2年6月11日海上自衛隊達第18号）

この達は、平成2年6月15日から施行する。

附 則（平成2年9月27日海上自衛隊達第28号）

この達は、平成2年11月28日から施行する。

海上自衛隊の居住する船舶の指定等に関する達

附 則（平成4年3月6日海上自衛隊達第8号）

この達は、平成4年3月12日から施行する。

附 則（平成4年6月4日海上自衛隊達第25号）

この達は、平成4年6月19日から施行する。

附 則（平成4年11月20日海上自衛隊達第35号）

この達は、平成4年11月24日から施行する。

附 則（平成5年2月3日海上自衛隊達第1号）

この達は、平成5年2月9日から施行する。

附 則（平成5年3月15日海上自衛隊達第4号）

この達は、平成5年3月25日から施行する。

附 則（平成5年11月8日海上自衛隊達第25号）

この達は、平成5年11月9日から施行する。

附 則（平成6年4月28日海上自衛隊達第12号）

この達は、平成6年5月9日から施行する。

附 則（平成7年3月6日海上自衛隊達第3号）

この達は、平成7年3月10日から施行する。

附 則（平成7年3月28日海上自衛隊達第9号）

この達は、平成7年3月30日から施行する。

附 則（平成8年2月28日海上自衛隊達第7号）

この達は、平成8年3月1日から施行する。

附 則（平成9年2月5日海上自衛隊達第5号）

この達は、平成9年2月21日から施行する。ただし、むづきに係る部分については同月27日から施行する。

附 則（平成9年3月13日海上自衛隊達第9号）

この達は、平成9年3月31日から施行する。

附 則（平成10年5月15日海上自衛隊達第18号）

この達は、平成10年5月18日から施行する。ただし、よこせに係る部分については同月29日から施行する。

附 則（平成11年3月29日海上自衛隊達第7号）

この達は、平成11年3月29日から施行する。

附 則（平成12年3月22日海上自衛隊達第15号）

この達は、平成12年3月31日から施行する。

附 則（平成13年6月26日海上自衛隊達第35号）

この達は、平成13年7月13日から施行する。

附 則（平成14年1月25日海上自衛隊達第3号）

この達は、平成14年1月25日から施行する。

海上自衛隊の居住する船舶の指定等に関する達

附 則（平成14年3月14日海上自衛隊達第12号）

この達は、平成14年3月20日から施行する。

附 則（平成14年5月13日海上自衛隊達第33号）

この達は、平成14年5月23日から施行する。

附 則（平成15年1月17日海上自衛隊達第1号）

この達は、平成15年3月14日から施行する。

附 則（平成17年6月7日海上自衛隊達第26号）

この達は、平成17年8月2日から施行する。

附 則（平成28年3月18日海上自衛隊達第4号）

この達は、次に掲げる規定ごとに、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条の規定 平成28年3月22日

(2) 第2条の規定 平成28年3月31日

附 則（令和4年4月21日海上自衛隊達第31号）

この達は、令和4年4月22日から施行する。

附 則（令和4年7月21日海上自衛隊達第34号）

この達は、令和4年7月22日から施行する。

海上自衛隊の居住する船舶の指定等に関する達

別 表

種 別	名 称
油 槽 船	油 槽 船 1 号
	油 槽 船 2 号
水 中 処 分 母 船	水 中 処 分 母 船 1 号
	水 中 処 分 母 船 2 号
	水 中 処 分 母 船 3 号
	水 中 処 分 母 船 4 号
	水 中 処 分 母 船 5 号
	水 中 処 分 母 船 6 号
練 習 船	練 習 船 1 3 号
	練 習 船 1 4 号